

約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第7条(証拠金)	<p>2. ある時点において弊社に預託されている有効証拠金(本規程において規程されます。)から評価益を引いた額が、当該時点においてお客様が保有するポジション(建玉)に係る取引証拠金並びに当該時点における注文中証拠金及び出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、弊社はお客様よりかかる返還の請求があった日から起算して原則として 2 営業日以内に当該金銭を返還するものとします。</p>	<p>2. ある時点において弊社に預託されている有効証拠金(本規程において規程されます。)の額が、当該時点においてお客様が保有するポジション(建玉)に係る取引証拠金並びに当該時点における注文中証拠金及び出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、弊社はお客様よりかかる返還の請求があった日から起算して原則として 2 営業日以内に当該金銭を返還するものとします。</p>

<p>第5条 (口座の開設及び取引の適格要件)</p>	<p>2. お客様は、<u>外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに、本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、本約款、本規程及び取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾しているものとします。</u></p> <p>3. 本口座の開設及び個別取引の実施にあたっては、当該時点において、お客様が以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p><u>(個人のお客様の場合)</u></p> <p>(1) ご自身の判断と責任により外国為替証拠金取引を行うことができること。</p> <p>(2) 弊社から電子メール又は電話で常時連絡を取ることができること。</p> <p>(3) ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。</p> <p>(4) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。</p> <p>(5) 日本国内に居住する20才以上の行為能力を有する個人であること。</p> <p>(6) 本約款及び本規程に定めるお客様の義務に違反していないこと。</p> <p>(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと、又は不法な反社会的勢力の一員でないこと。</p> <p>(8) お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座(振込先銀行口座)は、国内に存する金融機関のうちから弊社が指定する金融機関に開設することに同意頂けること。</p>	<p>2. 本口座の開設及び個別取引の実施にあたっては、当該時点において、お客様が以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p><u>(1) 外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに、本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、本約款、本規程及び取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していること。</u></p> <p>(2) ご自身の判断と責任により本取引を行うことができること。</p> <p>(3) 弊社から電子メール又は電話で常時連絡を取ることができること。</p> <p>(4) ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。</p> <p>(5) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、保証金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。</p> <p>(6) 日本国内に居住する20才以上の行為能力を有する個人、又は日本国内で本店若しくは支店が登記されている法人であること。</p> <p>(7) 本約款及び本規程に定めるお客様の義務に違反していないこと。</p> <p>(8) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと、又は不法な反社会的勢力の一員でないこと。</p> <p>(9) お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座(振込先銀行口座)は、国内に存する金融機関のうちから弊社が指定する金融機関に開設することに同意頂けること。</p> <p>(10) 金融商品取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。</p> <p><u>(11) その他弊社の定める基準を満たしていること。</u></p>
---------------------------------	--	--

- (9) 金融商品取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。
(10) その他弊社の定める基準を満たしていること。

(法人のお客様の場合)

- (1) 日本国内で本店若しくは支店が登記されている法人であること。
(2) 商業登記上の本店若しくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
(3) 取引担当者の判断と責任により外国為替証拠金取引を行うことができること。
(4) 弊社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
(5) 法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
(6) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。
(7) 本約款及び本規程に定めるお客様の義務に違反していないこと。
(8) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために外国為替証拠金取引を行わないこと、又は不法な反社会的勢力の一員でないこと。
(9) お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座(振込先銀行口座)は、国内に存する金融機関のうちから弊社が指定する金融機関に開設することにご同意頂けること。
(10) 金融商品取引業者でないこと。
(11) 取引および取引に付随する行為について権限を有する個人(以下「取引担当者」)を選任すること、並びに取引担当者は、弊社が定める基準を満たしていること。

弊社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者と同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり弊社との取引について、責任及び権限があること。

と。

- ・日本国内に居住する20才以上の行為能力を有する個人であること。

と。

- ・口座名義人である法人に籍があること。

(12)その他弊社が定める基準を満たしていること。

注意事項

法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。

1. 弊社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。

2. 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。